

社会福祉法人慈愛会 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、職員及び役員、評議員並びに評議員選任・解任委員とその家族の慶弔、災害・疾病時の見舞金に関して定める他、法人に関係する個人及び団体への慶弔、見舞金に関して定めたものである。

(手続)

第2条 本規程の定めるところにより慶弔金、見舞金を支給するときは、理事長はこれらの支給に係る事実を確認しなければならない。

2 前項により理事長が事実の確認を行った日から起算して14日以内に、現金または品物によって支給する。但し、第5条で掲げる生花は葬場に送ることで支給に代えることができる。

3 品物または生花によって支給する場合、第3条から第5条に掲げる金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

(結婚祝)

第3条 職員が結婚した場合、勤続年数に応じて次に掲げる結婚祝金または品物を支給する。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 勤続 3年未満 | 30,000円 |
| 2. 勤続 3年以上 | 50,000円 |

2 前項の結婚祝を支給された者で、再び支給該当者となる者は、前項各号で指定する金額の半額とする。

3 前項の他、保育所は職員が結婚した場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済から結婚祝金を受け給付する。

(出産祝)

第4条 職員またはその配偶者が出産した場合、勤続年数に応じて次に掲げる出産祝金または品物を支給する。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 勤続 3年未満 | 10,000円 |
| 2. 勤続 3年以上 | 15,000円 |

2 前項の他、保育所は職員に子が誕生した場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済から出産祝金を受け給付する。

(死亡弔慰)

第5条 職員及び役員、評議員並びに評議員選任・解任委員、またはその家族（一親等内の血族及び姻族）が死亡した場合は、次の通り弔慰金または生花を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 勤続 1年未満 | 10,000円 |
| 2. 勤続 1年以上3年未満 | 15,000円 |
| 3. 勤続 3年以上 | 20,000円 |

2 前項の他、各施設で加入する、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの社会福祉施設従事者相互保険の弔慰金を支給する。また、保育所は職員が死亡した場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済から死亡弔慰金を受け給付する。

(傷病見舞)

第6条 職員が傷病により入院する場合は、勤続年数に応じて次に掲げる疾病見舞金を支給する。

- | | |
|------------|---------|
| 1. 勤続 1年未満 | 10,000円 |
| 2. 勤続 1年以上 | 20,000円 |

2 前項の他、各施設で加入する、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの社会福祉施設従事者相互保険の見舞金または給付金を支給する。また、保育所は職員が1か月以上の長期療養をした場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済から見舞金を受け給付する。

(災害見舞)

第7条 職員及び役員、評議員並びに評議員選任・解任委員が災害により本人の居住している住居に損害を受けた場合は、その程度に応じて次に掲げる見舞金を支給する。

- | | |
|--------------|---------|
| 1. 全壊・全焼 | 50,000円 |
| 2. 半壊・半焼 | 30,000円 |
| 3. 一部損壊・一部焼失 | 20,000円 |

2 前項の他、保育所は職員が、火災、水害又は台風の被害を被った場合、岩手県社会福祉協議会民間社会事業職員共済から見舞金を受け給付する。

(その他の慶事)

第8条 職員及び役員、評議員並びに評議員選任・解任委員にその他の慶事があった場合は、勤続年数に応じて次に掲げる祝金を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 勤続 1年未満 | 5,000円 |
| 2. 勤続 1年以上3年未満 | 10,000円 |
| 3. 勤続 3年以上 | 20,000円 |

(法人に関わる慶弔金、見舞金)

第9条 法人に係る個人及び団体への慶弔金、見舞金の支給は2万円を超えない範囲で理事長が決定する。

(支出)

第10条 職員またはその家族に支出するものは当該職員が属する各施設拠点区分より支出する。

2 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、またはその家族、並びに法人に係る個人及び団体に支出するものは本部拠点区分より支出する。

(補則)

第11条 施設を利用中の者が施設側の事故が原因で入院、または死亡した場合の見舞金及び弔慰金については、理事会において決定する。

2 前項の他、加入する共済または傷害保険等の給付金、保険金等を支給する。これについては理事会の承認は要しない。

附 則

本規程は平成29年1月1日より施行する。 (平成28年12月19日制定)

本規程は平成30年4月1日より施行する。 (平成30年3月27日一部改定)